

憩いの庭の利用、花壇の管理に関することについて

1 花壇の管理に関する方向性

- ・運営支援協議会で花いっぱい運動推進会に登録し、花壇を管理していく。
- ・運営支援協議会には利用者にも入っていただき、花壇の管理をお願いしていく。
- ・日常的な水遣りについては、複合施設の職員で行う。
- ・植え付け、除草については、運営協議会のメンバーを中心に、ボランティアを募って行う。
- ・バラを植える場合には、バラサポーターとの連携も検討する。

2 花いっぱい運動推進会について

(1) 公共用地で実施する「花いっぱい運動」に対する支援

本市では、市民協働による公共用地の緑化を目的として、市民が組織する緑化ボランティア団体「さいたま市花いっぱい運動推進会」の活動支援を行っている。

【主な支援内容】

- ①花苗・肥料等の支給（種類・数量は花壇面積を参考に市で決定）
- ②活動用具（シャベル・鎌など） ※希望数量どおりに支給できない場合あり
- ③市民向け啓発イベントの開催支援、視察研修会、講習会の開催 等

(2) 花いっぱい運動推進会の加入条件

- ①年間を通じて花の維持管理が可能となる人数がいること。
- ②花壇の使用許可について管理者の許可を得ていること
- ③水遣り用の水を確保できること。また花苗や雑草等の処分を団体でできること。

＜地域サロンの平面図＞

